

市議会定例会提出議案（藤沢市図書館に関する条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市図書館に関する条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2004年（平成16年）11月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市図書館に関する条例の一部改正について

藤沢市図書館に関する条例の一部を次のように改正する。

2004年(平成16年)12月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市図書館に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市図書館に関する条例(昭和61年藤沢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会規則」を「教育委員会が規則」に改め、同条を第13条とし、第5条の次に次の7条を加える。

(使用の許可)

第6条 図書館の施設を使用しようとするものは、教育委員会に申請してその使用の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(3) その使用が営利を目的としていると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設を使用させることについて支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第7条 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外の目的のために施設を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(使用料)

第 8 条 使用者は、別表に定める使用料を施設を使用する日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 9 条 教育委員会は、公用又は公益のため必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納使用料の不還付)

第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができないと認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第 11 条 使用者は、使用を終えたとき又は次条の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに原状に復さなければならない。

(使用許可の取消し等)

第 12 条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 第 6 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 8 条関係)

名 称	施設名	使用料(1 時間当たり)
藤 沢 市 総 合 市 民 図 書 館	会 議 室	1 0 0 円
	ホ ー ル	5 0 0 円
藤 沢 市 南 市 民 図 書 館	会 議 室	1 0 0 円
藤 沢 市 ・ 堂 市 民 図 書 館	会 議 室	1 0 0 円
	多 目 的 室	1 0 0 円
	ホ ー ル	5 0 0 円

	録音室	100円
藤沢市湘南大庭市民図書館	会議室	100円
	録音室	100円
	多目的室	100円

附 則

- 1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に基づく図書館の施設の使用の許可に係る使用料について適用する。

提案理由

この条例を提出したのは、図書館の施設の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を新たに定める必要による。